

山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年12月

山 梨 県

目 次

第1章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の趣旨及び基本方針	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画策定の背景	1
第3節	計画期間及び対象区域	2
第4節	計画策定の基本方針	2
第2章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状と処分量の見込み	
第1節	P C B 廃棄物の保管量	4
第2節	P C B 使用製品の状況	4
第3節	P C B 廃棄物処分量の見込み	5
第3章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保	
第1節	処理体制の現状	6
(1)	P C B 廃棄物の拠点的広域処理施設の現状	6
(2)	P C B 廃棄物の収集運搬	8
第2節	処理体制確保のための方策	8
(1)	適正な保管のための方策	8
(2)	適正な収集運搬のための方策	9
(3)	効率的な処理のための方策	9
(4)	その他必要な処理体制の確保	10
第3節	関係機関の責務と役割	10
第4章	P C B 廃棄物の適正処理の推進方策	
第1節	P C B 廃棄物の実態把握	12
第2節	適正処理推進のための監視、指導等	12
第3節	計画的な搬出に向けた調整等	12
第4節	関係機関との連携	13
第5節	P C B 廃棄物処理に関する県民、事業者等への普及啓発の方策	13
第6節	P C B 廃棄物処理に係る情報提供の方策	13
第7節	P C B 廃棄物処理基金の造成	13
第5章	その他の事項	
第1節	低濃度のP C B に汚染された絶縁油を含むトランス等の処理	14
第2節	P C B 廃棄物の処理技術開発の促進	14
第3節	使用中のP C B 機器に対する適正処理の方策	14
第4節	不法投棄未然防止対策	14
第5節	広域的な連携によるリサイクルの推進	14

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の趣旨及び基本方針

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）第7条の規定に基づき、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）及び「山梨県廃棄物総合計画」に則して策定するものであり、本県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の确实かつ適正な処理を推進し、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第2節 計画策定の背景

《PCBの製造、使用状況》

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質のほか、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有していることから、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油、熱媒体及びノンカーボン紙など様々な用途に用いられてきた。我が国においては、昭和47年に製造中止されるまでに、約5万9千トンが生産され、このうち約5万4千トンが国内で使用されてきた。

《PCBの危険性》

PCBは、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。PCBが大きくとり上げられる契機となった事件として、昭和43年10月、米ぬか油（ライスオイル）中に、PCB等が混入したことが原因で発生したカネミ油症事件があり、当時の患者数は約1万3千名に上ったと言われている。

《製造等の禁止》

このような状況を踏まえ、昭和47年から、国の行政指導によりPCBの新たな製造はなくなり、昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

一方、PCB廃棄物の処理については、その処理体制の整備が進まなかったことから、長期にわたり処分がなされず、事業者におけるPCB廃棄物の長期保管が続いているところであるが、紛失等が判明し、環境汚染の進行が懸念されている。

《PCB特措法の制定など処理体制の整備》

こういった状況から、我が国のPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、确实かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月にPCB特措法が公布され、同年7月から施行された。この法律により、PCB廃棄物の保管事業者は、保管状況等を届出なければならないこととされたほか、平成28年7月までに適正に処分することが義務づけられた。さらに、国の全額出資により設立された日本環境安全事業株式会社（元：環境事業団）が拠点的な処理施設を整備し、その処理業務にあたることとなった。

《広域処理事業》

また、国においては、平成 15 年 4 月に P C B 特措法に基づき、全国的な P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、「P C B 廃棄物処理基本計画」を策定し、その中で日本環境安全事業株式会社を活用した全国 5 か所における P C B 廃棄物の広域処理事業を打ち出した。

《本県 P C B 廃棄物の北海道事業での受け入れ》

この時点において広域処理施設立地の目処の立っていなかった本県を含む東北、北関東、北陸及び甲信越の 15 県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県。以下「15 県」という。）の P C B 廃棄物の処理について、平成 15 年 11 月に、環境省から、北海道及び室蘭市に対し、北海道に 15 県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請が行われた。

本県としても、県内に P C B 廃棄物の処理施設を設置する見通しがたたず、平成 16 年 1 月に、北海道に対して、本県の P C B 廃棄物について北海道室蘭市において整備される処理施設での受入を要望した。

これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市内において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内の P C B 廃棄物の処理を行うに当たり、様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全対策の推進により、安全性は確保されとの考えを基本とし、更に、処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、事業が拡大した場合でも安全性は確保されとの判断から、平成 16 年 3 月に安全性を確保するための受入条件の承諾を前提として、国からの要請や本県を含めた 15 県からの要望を受諾した。

このことから、環境省は平成 16 年 5 月に P C B 廃棄物処理基本計画を変更し、北海道事業の対象を北海道及び 15 県とした。そして、平成 16 年 7 月には、北海道及び 15 県、室蘭市からなる「北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下「広域協議会」という。）が設置され、P C B 廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、P C B 廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとなった。

第 3 節 計画期間及び対象区域

この計画は、計画策定期間から、日本環境安全事業株式会社の北海道 P C B 廃棄物処理事業における処理の完了予定時期である平成 26 年度末（平成 27 年 3 月）までを計画期間とする。

計画対象区域は、県内全域とする。

第 4 節 計画策定の基本的方針

処理計画の策定に当たっては、国の「P C B 廃棄物処理基本計画」、北海道の「北海道 P C B 廃棄物処理計画」及び室蘭市の「P C B 廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方」を踏まえ、次の事項を基本方針とする。

本県において保管されている P C B 廃棄物及び使用中で P C B が含まれる製品におけるすべての P C B を平成 26 年度末までに処理することを原則とする。

本県に存在するPCB廃棄物は、これを保管する者が設置している施設で処理するものを除き、日本環境安全事業株式会社が室蘭市内に設置する広域処理施設で処理を行うことを基本とする。

広域処理施設の計画的な運転や安全で効率的な収集運搬を確保するために、北海道PCB廃棄物処理事業の対象地域に適した収集運搬体制の整備を図ることとする。

今後のPCB廃棄物処理の進捗状況やPCB廃棄物処理基本計画の変更など、PCB廃棄物を巡る情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、具体的な処理予定期日や搬出対象PCB廃棄物、搬出のルートや方法、緊急時の対応等については、広域協議会における今後の協議・調整を踏まえ、本計画を基本として策定する処理実施計画の中で定めることとする。

第2章 PCB廃棄物の現状と処分量の見込み

第1節 PCB廃棄物の保管量

PCB特措法の規制対象となるPCB廃棄物とは、PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの（PCB特措法第2条第1項）とされている。

これらPCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度末の保管状況等を都道府県知事（政令で指定する市にあっては市長、以下同じ。）に届け出ることが義務付けられており（PCB特措法第8条）これに違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなっている。（PCB特措法第25条）

この届出より、本県における平成17年3月31日現在のPCB廃棄物の保管状況は、表-1のとおりである。

表-1 PCB廃棄物保管状況 平成17年3月31日現在

	事業場所数	保管量	単位
高圧トランス	32	105	台
高圧コンデンサ	299	991	台
低圧トランス	3	16	台
低圧コンデンサ	15	3,731	台
柱上トランス	3	20,289	台
安定器	68	20,173	個
PCB	0	0	kg
PCBを含む油	4	30,418	kg
感圧複写紙	1	583	kg
ウエス	3	3,800	kg
その他の機器等	13	285	台
汚泥	1	50	kg
その他	3	8,970	リットル

第2節 PCB使用製品の状況

PCBは、現時点でもトランスやコンデンサなどに使用されており、これらについてもいずれ使用が終了されるので、廃棄物として発生量を見込む必要がある。

使用中のPCBの大部分は電気機器に含まれ、「電気事業法」によりPCB使用工作物の報告が義務づけられていることから、電気事業法の所轄官庁である関東東北産業保安監督部を通じて、その使用状況について情報提供を受け、PCB特措法に基づく届出内容と照合し、実態把握に努めている。

本県内における平成17年3月31日現在のPCB使用製品の状況は、表-2のとおりである。

表 - 2 PCB使用製品の状況 平成17年3月31日現在

使用製品の種類	事業場所数	使用量	単位
高圧トランス	24	119	台
高圧コンデンサ	113	175	台
低圧トランス			台
低圧コンデンサ	12	146	台
柱上トランス			台
安定器	7	317	個
PCB			kg
PCBを含む油			kg
感圧複写紙			kg
ウエス			kg
その他の機器等	4	10	台
汚泥			kg
その他			リットル

第3節 PCB廃棄物処分量の見込み

使用中のPCB使用製品も将来的にはPCB廃棄物となることから、現在保管中のPCB廃棄物量に今後PCB廃棄物となる使用中の機器の量を加えたものを処分量として見込むものとする。

本県内における平成17年3月31日現在のPCB廃棄物処理見込み量は、表-3のとおりである。

表 - 3 PCB廃棄物処分量の見込み 平成17年3月31日現在

処理対象製品の種類	事業場所数	処理見込量	単位
高圧トランス	55	224	台
高圧コンデンサ	409	1,166	台
低圧トランス	3	16	台
低圧コンデンサ	27	3,877	台
柱上トランス	3	20,289	台
安定器	75	20,490	個
PCB	0	0	kg
PCBを含む油	4	30,418	kg
感圧複写紙	1	583	kg
ウエス	3	3,800	kg
その他の機器等	17	295	台
汚泥	1	50	kg
その他	3	8,970	リットル

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保

第1節 処理体制の現状

(1) PCB廃棄物の拠点的広域処理施設の現状

国は、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的な広域処理施設の整備を表-4のとおり進めてきている。

平成13年11月、北九州市における北九州事業が最初に認可され、その後、愛知県豊田市における豊田事業、東京都江東区における東京事業が認可され、平成15年2月19日には大阪市における大阪事業と室蘭市における北海道事業が同時に認可された。その後、処理対象区域を拡大することとなった北海道事業の実施については、平成16年6月30日、環境大臣から「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で認可を受け、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備された。

このほか、民間における自社処理が全国10ヶ所以上で行われてきている。

なお、拠点的処理施設では、当面、PCB廃棄物の大部分を占め、迅速に処理体制を確保することが必要な高圧トランス等を対象物の中心として施設整備を進めることとしている。ウエス、汚泥等PCB汚染物等については、分解すべきPCBの量がわずかであることから、国において、安全性の確保を前提に、既存の処理技術の応用を含めて、効率的な処理体制の整備について早急に検討を進めることとしている。

表 - 4 日本環境安全事業㈱のPCB廃棄物処理拠点施設の整備計画

事業名	北海道事業	北九州事業	豊田事業	東京事業	大阪事業
事業認可日	平成 16 年 6 月 30 日	平成 13 年 11 月 1 日	平成 14 年 10 月 24 日	平成 14 年 11 月 8 日	平成 15 年 2 月 19 日
施設設置場所	北海道室蘭市仲町	福岡県北九州市若松区響町1丁目	愛知県豊田市細谷町3丁目	東京都江東区青梅2丁目地先	大阪府大阪市此花区北港白津2丁目
処理対象区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
処理対象物	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	第1期で整備する施設においては、北九州市の区域等に存する高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等をまず対象とし、第2期工事で整備する施設と合わせて、事業対象の全区域内の高圧トランス等、廃ポリ塩化ビフェニル等及び汚染物等	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	トランス、コンデンサ、安定器が廃棄物となったもの並びに廃ポリ塩化ビフェニル等	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等
施設能力(ポリ塩化ビフェニル分解量)	1.8トン/日	第1期: 0.5トン/日 第2期 約1.3トン/日	1.6トン/日	2トン/日	2トン/日
処理開始(予定)	平成19年10月	平成16年12月	平成17年9月	平成17年11月	平成18年10月
事業完了予定	平成28年3月	平成28年3月	平成28年3月	平成28年3月	平成28年3月

(2) PCB廃棄物の収集運搬

PCB廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、PCB廃棄物の収集運搬の安全性の確保も重要である。

このため、国では、安全かつ効率的なPCB廃棄物の収集運搬を確保できるよう必要な技術的事項をまとめた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を平成16年3月に策定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和47年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の政令、省令の一部を改正し、PCB廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び許可基準の強化を図った。

このガイドラインは、PCB廃棄物の保管事業者及び収集運搬業者が、廃棄物処理法その他関係法令に定められている基準を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を示しており、PCBの環境中への漏洩、流出の防止を第一に考慮し、ハード、ソフトの両面から、以下の具体的な事項を盛り込んでいる。

《主な事項》

・収集運搬について

事前調査・委託契約 収集・運搬の方法 表示・標識 携行書類

・運搬容器について

運搬容器の基準 種類 試験 選定 再使用 維持管理

・安全管理及び運行管理について

安全管理体制 収集・運搬従事者に対する教育 運搬計画
運行管理 届出

・緊急時の対策

事故の未然防止 緊急連絡体制 緊急時の措置 等

第2節 処理体制確保のための方策

(1) 適正な保管のための方策

PCBは、長期にわたって保管が続けられてきたことや様々な製品に使われてきたことなどから、保管実態を把握することは容易でないものの、PCB特措法により保管の届出が義務化されたことから、これらの実態が明らかにされてきており、今後とも、潜在する未届け事業者などの発見や立入調査、さらには、不明・紛失に関する追跡調査等を徹底していく必要がある。また、保管状況が悪く、環境中への漏出の可能性がある場合には、保管施設の改善命令などの措置を講ずることが必要である。

このため、本県では、適正な収集運搬を円滑に行うための立入調査の強化等により、保管している機器のPCB含有量などの実態の把握や適正管理が図られるよう、保管事業者等を指導する。

また、国や日本環境安全事業株式会社と連携し、PCB廃棄物の保管に関する情報を整備し、インターネットなどで広く提供することとする。

(2) 適正な収集運搬のための方策

本県のPCB廃棄物は、北海道事業で処理されることから、安全で安心できる収集運搬を行うためには、北海道及び本県から北海道までの間の地域が積雪寒冷地であるという地域の実情を勘案することが必要である。

こうしたことから、北海道の処理施設への収集運搬に当たっては、国のガイドラインを基本とし、北海道におけるPCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引書として策定する「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ、運搬手段、運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等について、北海道及び関係県と協議・調整を行い、必要な情報の共有を図るとともに、連携して収集運搬の状況の監視・指導や緊急時の対応を行う。また、運搬経路、運搬途中の位置情報など、PCB廃棄物の収集運搬に関する情報を収集・整理し、日本環境安全事業株式会社が設置する「PCB処理情報センター」等を通じて広く提供することにより、適正な収集・運搬を確保する。

収集運搬に当たっては、運搬経路の厳選、悪天候時の運行制限、GPS等を利用した位置確認システムの導入など適切な運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用などによる漏洩防止対策が講じられるよう、また、冬期間における交通障害に影響されず、処理施設において安定したPCB廃棄物の保管量を確保し、輸送事故による環境への影響をできるだけ少なくするために処理施設において必要かつ最小限の保管ができるよう、北海道及び他の14県と連携して、国や日本環境安全事業株式会社に要請していくこととする。

また、北海道PCB廃棄物処理事業の処理対象区域は広大であり、冬期間における路面状況を踏まえ、輸送過程における環境影響を最小限とする収集運搬体制を整備することが重要である。

このため、北海道及び15県が連携して、国に対し、広域収集運搬体制の検討・調整及び冬期間の輸送の安全性の確保のための必要な施策を要望していくこととする。

(3) 効率的な処理のための方策

北海道PCB廃棄物処理事業の処理対象地域は、北海道及び本県を含む15県と広大であることから、PCB廃棄物の効率的な収集運搬及び処理が必要である。

このため、確実に期間内に処理するためには、次のとおり、保管事業者、使用事業者及び収集運搬業者など関係者の十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

平成26年度末までの処分の期間を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、広域協議会での協議調整を経て、処理実施計画を策定して計画的に処理を行う。

処理実施計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、処理予定の保管事業者や使用事業者に処理の必要性をはじめ、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして、事前の周知を図る。

なお、処理実施計画に基づいて処理することを基本とするが、保管状況等により早期の処理が必要な場合や大型PCB機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画外でも収集運搬、処理できることとする。

(4) その他必要な処理体制の確保

本県内におけるPCB廃棄物の処理は、自社処理するものを除き、北海道事業の処理対象物となり、北海道室蘭市に設置される拠点的広域処理施設において処分されることとなる。

しかし、日本環境安全事業株式会社の北海道事業の事業実施計画における処理施設は、当面、PCB廃棄物の大部分を占め、迅速に処理を進める必要がある高圧トランスなどの電気機器等に含まれるPCBを日量1.8トン分解することとされている。本県としては、安定器や他のPCB廃棄物についても早期の処理ができるよう、北海道及び他の14県と連携し、国や日本環境安全事業株式会社に要請していくこととする。

第3節 関係機関の責務と役割

PCB廃棄物の処理については、本県、日本環境安全事業株式会社、保管事業者・使用事業者、収集運搬業者など多くの関係者が、以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的に推進していかなければならない。

山梨県の責務と役割

- ・ PCB特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への指導
- ・ 国のガイドライン、北海道が策定する「北海道PCB廃棄物収集運搬要領」、日本環境安全事業株式会社が策定する受入計画を踏まえた指導監督
- ・ 広域協議会における協議・調整
- ・ 安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整及び指導監督並びに安全対策の周知徹底
- ・ 北海道PCB処理事業に係る情報の提供
- ・ PCB処理基金の造成及びPCB処理に関する普及啓発

市町村の責務と役割

- ・ 住民及び保管事業者へのPCB関係情報の提供

日本環境安全事業株式会社の責務と役割

- ・ 安全性を確保した処理施設の設置と処理事業の実施
- ・ PCB処理情報センターの整備
- ・ 北海道、室蘭市との環境保全協定の締結
- ・ 北海道事業に係るモニタリングの実施とその情報提供
- ・ 安全性に関する住民に対する説明
- ・ 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会の運営への協力

保管事業者・使用事業者の責務と役割

- ・ P C B 廃棄物の適正な保管及び期限内処分の実施
- ・ P C B 特措法に基づく保管及び処分に関する届出
- ・ 計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

収集運搬業者の責務と役割

- ・ 廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の遵守
- ・ 計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

第4章 P C B 廃棄物の適正処理推進方策

第1節 P C B 廃棄物の実態把握

P C B 特措法第5条第2項により、都道府県は、区域内の状況を把握することとされていることより、引き続き P C B 廃棄物の状況を把握するため、次に掲げる施策を行っていくこととする。

P C B 特措法第8条の規定により既に保管等の状況を届出している事業者に対しては、毎年、届出期限前に届出様式を送付し、届出が確実にされるよう誘導する。

期限までに届出を行わない事業者に対しては、届出を行うよう指導するとともに、適宜、立入検査を実施するなど、実態把握に必要な措置を講ずる。

第2節 適正処理推進のための監視、指導等

P C B 廃棄物を安全かつ確実に処理するためには、保管、収集運搬及び処分の各段階での安全性の確保が必要であることから、以下のとおり必要な措置を講ずる。

保管における安全性の確保については、P C B 廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するよう保管事業者にも周知、指導を行うほか、環境中への漏洩が懸念される事業場に対しては、適宜、立入検査を実施し、必要に応じ指導を行う。改善が見られない事業所に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を発出するなど、厳正に対処する。

収集運搬における安全性の確保については、国が定めたガイドラインに加え、北海道が定める「北海道 P C B 廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ、保管事業者及び収集運搬業者に対して指導を行う。

処分における安全性の確保については、広域協議会が実施する環境モニタリング調査等の活動をとおして、P C B 廃棄物の処分に係る安全性の確保に努める。

第3節 計画的な搬出に向けた調整等

本県内にある P C B 廃棄物の処理は、自社処理するものを除き、北海道事業において処理されることとなる。北海道事業においては、施設の所在地である北海道に保管されているものから優先して処理されることとなっており、北海道以外の15県の処理については、今後、広域協議会で調整が行われる予定となっている。

本県内の P C B 廃棄物の搬出については、広域協議会での調整結果を踏まえ、以下の点に考慮し、処理予定期日や搬出対象 P C B 廃棄物、搬出のルートや方法、緊急時の対応等を定めた処理実施計画を策定することとする。

保管事業者の状況や事業規模

保管事業者の所在地の分布

P C B 廃棄物の保管量

策定に当たっては、効率性、安全性等について関係機関と調整を行っていくこととする。

第4節 関係機関との連携

- (1) 県は、北海道事業におけるPCB廃棄物の計画的な処理の推進のため、広域協議会を活用し、環境省、日本環境安全事業株式会社、処理施設の監督庁である北海道及び処理対象区域である各県と密接な連携を図る。
- (2) 現在使用中のPCB使用製品について、電気事業法に基づき、経済産業省関東東北産業保安監督部がその状況を把握していることから、県は、将来発生するPCB廃棄物を把握するため、同産業保安監督部と連携を図り、情報の共有に努める。

第5節 PCB廃棄物処理に関する県民、事業者等への普及啓発の方策

PCB廃棄物の処理については、北海道事業への処理が決まり、今後、具体的に搬出、処理が始まることから、PCB廃棄物処理事業への県民の理解を得るため、ホームページや広報誌等を通して広報活動を行う。

保管、使用事業者及び収集運搬業者に対しては、期限内の処理と安全で効率的な収集運搬処理が行われるよう、処理の必要性、PCB使用製品の計画的な使用中止や収集運搬の方法などについて、説明会の開催などを通して情報提供を行う。

第6節 PCB廃棄物処理に係る情報提供の方策

県民が安心できるPCB廃棄物の処理を行うには、迅速で透明性の高い情報公開が必要となる。

このため、保管事業者から届出された保管及び処分の状況に関する情報については、県民が自由に閲覧できるようにするとともに、処理の進捗状況等についても、県のホームページを活用し、積極的に情報提供をしていく。

また、日本環境安全事業株式会社が設置するPCB処理情報センターにおいて、処理施設の運転状況、運搬車両の運行状況及び環境モニタリングなどの情報が、インターネット等を通じて、わかりやすく迅速に情報提供されるよう広域協議会で調整していく。

第7節 PCB廃棄物処理基金の造成

産業廃棄物は、廃棄物処理法において排出事業者が自らの責任において適正に処理することとされており、PCB廃棄物についても、保管事業者が自らの責任において処理しなければならないとされている。

しかし、PCB廃棄物は、処理施設が設置されず、長期にわたり保管されることとなった。長期保管は、中小事業者にとって、人的かつ経済的に大きな負担となってきたことから、国及び都道府県は、「PCB廃棄物処理基金」を造成し、中小企業者等がPCB廃棄物を処分する際に要した費用の一部を補助することとしている。本県においても、平成13年度以降の毎年度、この基金に拠出しているところである。

第5章 その他の事項

第1節 低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理

近年、PCBを使用していないとするトランス等重電機器の一部の機器に微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれていることが関係業界の調査により明らかになっている。

この問題については、現在、環境省が「低濃度PCB汚染物対策検討会」を設置し、処分方法等について検討中であるが、その対策のあり方は今後の事業者の保管や適正処理の推進に大きな影響を及ぼすものであるため、関係機関と連携して適切な対応を図るものとする。

第2節 PCB廃棄物の処理技術開発の促進

PCB廃棄物の処理技術は基本的に確立しているものの、今後の技術開発を踏まえ、有用な技術を必要に応じて処理事業に反映していくことが必要である。例えば、高圧トランスやコンデンサの処理技術については、実用化技術として十分な実績と経験が蓄積されてきているが、紙やウエスなどの少量で多種のPCB汚染物を効率よく処理する技術については、技術的知見や実証試験等をさらに重ねていく必要がある。

このため、北海道及び15県が連携し、国に対し、効率的な処理ができるように技術の評価及び適切な技術の活用を促進し、これらの処理体制を速やかに整備するよう要請していくこととする。

第3節 使用中のPCB機器に対する適正処理の方策

県内のPCB廃棄物が、PCB特措法の期間内に確実に処理されるためには、保管事業者に対して期間内の処理についての周知徹底を図るとともに、使用中のPCB使用製品について期間内に使用を中止し処理がなされるよう周知徹底に努める。

また、北海道及び15県が連携して、使用中のPCB機器が期間内に処理がなされるよう必要な制度的措置を国に対し要望していくこととする。

第4節 不法投棄未然防止対策

不法投棄の未然防止のため事業者等への周知徹底や不法投棄の監視活動に努めるものとする。

また、不法投棄等不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法、PCB特措法等に基づき厳正に対処するものとする。

第5節 広域的な連携によるリサイクルの推進

北海道PCB廃棄物処理事業では、PCB廃棄物の処理残さ等のリサイクルの推進が求められている。このため、各道県における環境産業などを活用したリサイクルの推進について、北海道及び15県は、広域的に連携し、情報交換等の取り組みを行うこととする。